

# 回覧

## 家屋の全棟調査を実施しています

広報6月号でもお知らせしておりますが、見附市では、固定資産税の課税対象となる建物を対象に、家屋の全棟調査を実施しています。

令和7年度は坂井町を中心に調査を行います。 皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



### 家屋全棟調査とは

市内にある家屋について、家屋課税台帳に登録してある事項と比較し、新・増築や未調査による課税もれ、または取り壊し等がある家屋を調査するものです。

すでに課税されている家屋との公平を期し、適正な課税を目的として実施しています。

### 家屋とは

固定資産税の課税対象となる家屋は、以下の条件を全て満たしている建物です。

1. 土地に定着して建造されている。
2. 屋根および周壁等に囲まれていて、風雨をしのげる状態にある。
3. 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にある。

※車庫や倉庫・小屋なども面積や規模の大小にかかわらず、上記の要素をすべて満たしていれば課税の対象となり、固定資産税が課税されます。

### 調査方法

- 調査員が2人1組で町内を車または徒歩などで巡回し、家屋の課税台帳・図面等と現況を照らし合わせながら外観確認をします。
- 調査の結果、課税されていない家屋があり、課税対象であることが判明した場合は、所有者に日程等を連絡の上、あらためて調査に伺います。
- 調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合においても、その場で税金の徴収を行うことはありません。
- 調査員は身分証を携帯し、名札を着用しています。

### 問い合わせ先

見附市役所 市民税務課 資産税係  
電話：0258-62-1700  
(内線 127・128・129)